

問 1

C F P[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、C F P[®]認定者のあるべき姿を規範的に示した、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「C F P[®]認定者の倫理原則」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

【第2原則】誠実性

誠実性をもって(ア)を提供しなければならない。

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり(イ)であることが必要である。C F P[®]認定者は、顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の基となるのは、人間としての誠実さである。(省略)

【第4原則】公平性

専門家としてのすべての関係において、公平で道理をわきまえていなければならない。また、(ウ)を開示し、管理しなければならない。(省略)

- | | | |
|----------------|----------|-------------|
| 1. (ア) 専門的サービス | (イ) 公平無私 | (ウ) 利益相反 |
| 2. (ア) 専門的サービス | (イ) 中立公正 | (ウ) 業務の遂行状況 |
| 3. (ア) 公共的サービス | (イ) 中立公正 | (ウ) 利益相反 |
| 4. (ア) 公共的サービス | (イ) 公平無私 | (ウ) 業務の遂行状況 |

(問題2)

(設問B) 「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」に基づくクーリング・オフ(一定期間であれば、無条件で契約を解除・撤回することができる制度)等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、クーリング・オフの要件を満たしているものとする。

1. 販売業者または役務提供事業者が通信販売をする場合、商品もしくは特定権利の販売条件または役務の提供条件について、原則として事前に消費者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。
2. 訪問販売において、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約を締結した場合、契約を締結してから1年以内であれば、契約を解除することができる。
3. 路上等営業所以外の場所で消費者を呼び止め営業所に同行させて契約させることは、特定商取引法上の訪問販売に当たらず、クーリング・オフの適用はない。
4. 通信販売には、クーリング・オフの適用はないが、販売業者が販売条件に係る広告に商品の返品に関する特約を記載していない場合は、商品が届いてから8日以内であれば、契約を解除することができる。

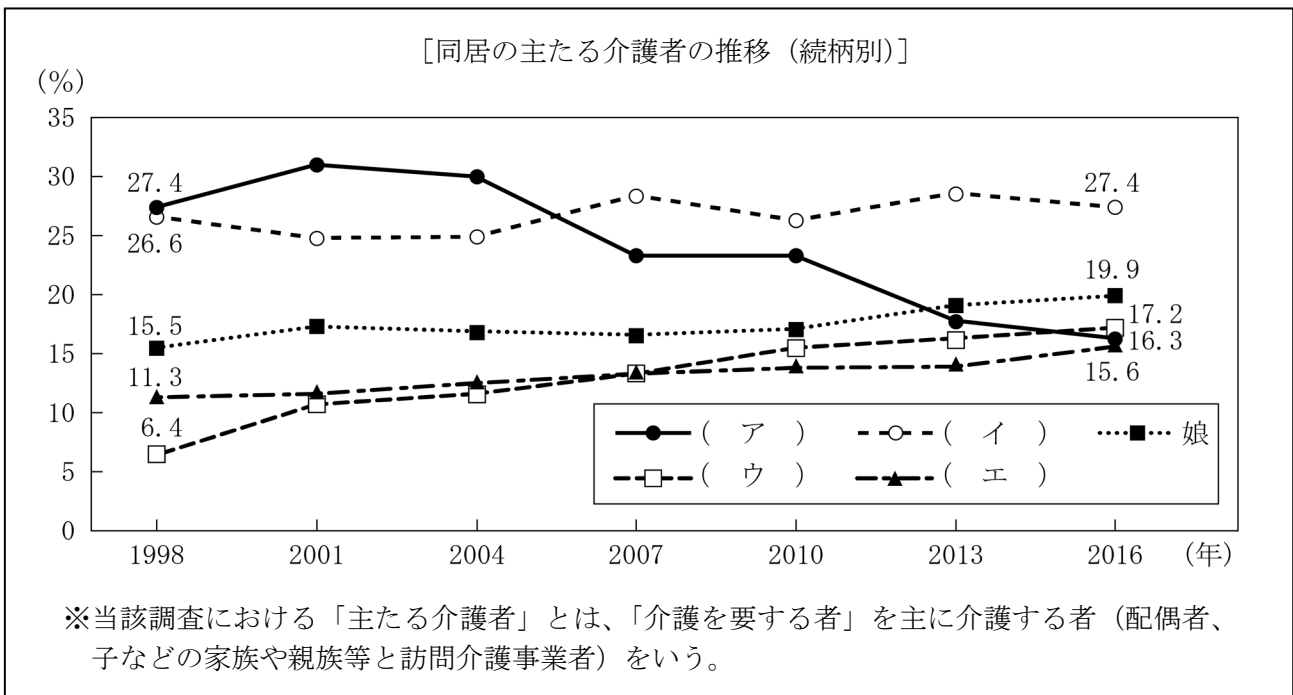
問2

C F P[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 以下の<資料>は、内閣府が公表した「令和2年版男女共同参画白書」を基に作成したものである。<資料>の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>



- | | | | |
|------------------|---------------|--------|--------|
| 1. (ア) 妻 | (イ) 子の配偶者(女性) | (ウ) 夫 | (エ) 息子 |
| 2. (ア) 妻 | (イ) 子の配偶者(女性) | (ウ) 息子 | (エ) 夫 |
| 3. (ア) 子の配偶者(女性) | (イ) 妻 | (ウ) 夫 | (エ) 息子 |
| 4. (ア) 子の配偶者(女性) | (イ) 妻 | (ウ) 息子 | (エ) 夫 |

(問題4)

(設問B) 所得税の医療費控除の計算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 入院に係る費用を補填する生命保険等の入院給付金は、医療費控除の計算上、その給付の目的となった入院に係る医療費の額を限度として差し引く。
2. 医療費を補填する保険金等の額が確定申告書の提出までに確定していない場合、医療費控除の計算上、その保険金等の見込額に基づいて計算する。
3. 生計を一にしている共働きの妻の出産費用を夫が支払った場合、妻が勤務先の互助会から受け取った医療費の補填を目的とした給付金は、夫の医療費控除の計算上、医療費を補填する金額となる。
4. 健康保険の傷病手当金は、医療費控除の計算上、医療費を補填する金額となる。

(問題5)

(設問C) パーソナルファイナンスにおける意思決定は合理的であることが望ましいが、現実には人はしばしばバイアスと呼ばれる偏りや先入観にとらわれた非合理的な意思決定をすることがある。「行動ファイナンス」では、こうしたバイアスには一定のパターンがあることを分析・指摘している。次の行動ファイナンスにおけるバイアスの名称とそのバイアスに該当する事象の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<バイアスの名称>

- (ア) フレーミング効果
- (イ) 現状維持バイアス
- (ウ) 現在志向バイアス
- (エ) ヒューリスティック (近道選び)

<事象>

- A : 毎月分配型と累積投資型の投資信託がある場合、複利効果がある累積投資型よりも、分配金を毎月受け取れる毎月分配型に魅力を感じる事象。
- B : 詳細な分析をせずに、円建ての金融商品だけでなく、外貨建ての金融商品にも投資をすることが、効率的な分散投資ができると考える事象。
- C : 「半額」と言われるよりも、「1点購入でもう1点無料」と言われた方が、購買意欲が強まる事象。
- D : 100万円で購入した株式が80万円に値下がりしたが、なかなか売却できず、そのまま保有している事象。

1. (ア) - B (イ) - D (ウ) - A (エ) - C
2. (ア) - C (イ) - D (ウ) - A (エ) - B
3. (ア) - C (イ) - B (ウ) - D (エ) - A
4. (ア) - A (イ) - C (ウ) - B (エ) - D

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

池谷 正一さん（本人・会社員）：現在550万円。2032年末に退職するが、2033年から2036年まで継続雇用で勤務する。なお、2033年以降の収入は350万円となる。

池谷 直子さん（妻・パート）：現在120万円。2034年末に退職し、2035年以降の収入はない。

○一時的収入 正一さんは、2032年に退職一時金2,000万円（手取り）を受け取る。

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間360万円。2029年以降、年間300万円となる。

○住宅関連費：持ち家（マンション）

住宅ローン：金利年3.50%（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
債務者は正一さんで70歳時に完済予定
年間返済額は124万円

固定資産税等：年間12万円

管理費および修繕積立金：年間30万円

○教育費

- ・ 長男は、私立の高校に通学しており、大学は私立理系（四年制）への進学を予定している。
- ・ 長女は、私立の高校に通学しており、大学は私立文系（四年制）への進学を予定している。

[教育費]

| | 高校 | | 大学 | |
|-------|------|------|------|-------|
| | 公立 | 私立 | 私立文系 | 私立理系 |
| 年間教育費 | 40万円 | 90万円 | 85万円 | 120万円 |
| 入学一時金 | 15万円 | 35万円 | 30万円 | 30万円 |

○生命保険料：年間24万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2028年に250万円

車検費用：2022年、2024年、2026年、2031年、2033年、2035年に行う。
費用は1回当たり10万円

○その他支出 年間10万円

○一時的支出

旅行費用：2025年、2029年に家族旅行30万円、2032年に夫婦旅行60万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2021年（基準年）時点の現在価値である。

＜現状のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

| 経過年数 | | 基準年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
|---------|----------|-------|------------|------------|------|------------|------|------|------|--------------------|
| 西暦(年) | | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | |
| 家族・年齢 | 池谷 正一 | 本人 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 |
| | 直子 | 妻 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
| | 隆之 | 長男 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 未来 | 長女 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| ライフイベント | | | 長女 高校入学 | 長男 大学入学 | | 長女 大学入学 | 家族旅行 | 長男就職 | | 長女就職 自動車 買替え |
| | | 変動率 | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 550 | 556 | 561 | 567 | 572 | 578 | 584 | 590 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 120 | | | | | | | |
| | 一時的収入 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収入合計 | - | 670 | | | | | | | |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 360 | 364 | 367 | 371 | 375 | 378 | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 90 | 152 | 122 | 124 | 125 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 125 | | | | | | | 0 |
| | 生命保険料 | 0.0% | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | 20 | | | | | | | 289 |
| | その他支出 | 1.0% | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| | 一時的支出 | 1.0% | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 |
| 支出合計 | - | 795 | | | (ア) | | | | | |
| 年間収支 | - | ▲125 | | | | | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 1,500 | | | | | | | | |

| 経過年数 | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
|---------|----------|------|------|------|-------|-------------|-------|------|-------|-----|
| 西暦(年) | | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | |
| 家族・年齢 | 池谷 正一 | 本人 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 |
| | 直子 | 妻 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 |
| | 隆之 | 長男 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| | 未来 | 長女 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ライフイベント | | | 家族旅行 | | | 夫退職 夫婦旅行 | 夫継続雇用 | 妻退職 | | |
| | | 変動率 | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 596 | 602 | 608 | | | | | |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 一時的収入 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収入合計 | - | | | | | | | | |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | | | | | | | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 | 166 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 生命保険料 | 0.0% | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | | | | | | 23 | 34 | 23 |
| | その他支出 | 1.0% | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出合計 | - | | | | | | | | | |
| 年間収支 | - | (イ) | | | | | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | | | | 3,545 | | | | 3,265 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題6)

(設問A) 池谷さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 814 (イ) 81
2. (ア) 814 (イ) 146
3. (ア) 844 (イ) 81
4. (ア) 844 (イ) 146

(問題7)

(設問B) 池谷さん夫婦は、退職後の収支を改善するため、直子さんの就業および住宅ローンの見直しを考えている。そこで、CFP[®]認定者は、以下の<見直し内容>を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

<見直し内容>

【収入に関する事項】

○給与収入(年間・手取り)

- ・ 直子さんの就業時間を増やし、2022年から160万円(現在価値)とする。

【支出に関する事項】

○住宅関連費 持ち家(マンション)

- ・ 2022年に住宅ローンを以下のとおり借り換える。

金利年1.24%(全期間固定)

元利均等返済(ボーナス返済なし)

債務者は正一さんで70歳時に完済予定

年間返済額は102万円(2022年以降)

借換え手数料等は59万円

- ・ 2029年に500万円の繰上げ返済(期間短縮型)を行う。

1. 3,726
2. 3,734
3. 3,771
4. 3,997

＜見直し後のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

| 経過年数 | | 基準年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | |
|---------|----------|------------|--------------------------|------|------------|------|------|------|------|--------------------|
| 西暦(年) | | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | |
| 家族・年齢 | 池谷 正一 | 本人 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 |
| | 直子 | 妻 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 |
| | 隆之 | 長男 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| | 未来 | 長女 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| ライフイベント | | 長女 高校入学 | 長男 大学入学 ローン 借換え | | 長女 大学入学 | 家族旅行 | 長男就職 | | | 長女就職 自動車 買替え |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 550 | 556 | 561 | 567 | 572 | 578 | 584 | 590 |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | 120 | | | | | | | |
| | 一時的収入 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 収入合計 | — | 670 | | | | | | | |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | 360 | 364 | 367 | 371 | 375 | 378 | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 166 | 203 | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 90 | 152 | 122 | 124 | 125 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 125 | | | | | | | 0 |
| | 生命保険料 | 0.0% | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 自動車関連費 | 1.0% | 20 | | | | | | | 289 |
| | その他支出 | 1.0% | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| | 一時的支出 | 1.0% | 0 | 0 | 0 | | | | 0 | 0 |
| 支出合計 | — | 795 | | | | | | | | |
| 年間収支 | — | ▲125 | | | | | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | 1,500 | | | | | | | | |

| 経過年数 | | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | |
|---------|----------|--------------------------|------|------|-------------|-------|------|------|-------|----|
| 西暦(年) | | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2036 | |
| 家族・年齢 | 池谷 正一 | 本人 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 |
| | 直子 | 妻 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 |
| | 隆之 | 長男 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 |
| | 未来 | 長女 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ライフイベント | | 家族旅行 ローン 繰上げ 返済 | | | 夫退職 夫婦旅行 | 夫継続雇用 | 妻退職 | | | |
| 変動率 | | | | | | | | | | |
| 収入 | 給与収入(本人) | 1.0% | 596 | 602 | 608 | | | | | |
| | 給与収入(妻) | 1.0% | | | | | | 0 | 0 | |
| | 一時的収入 | 0.0% | 0 | 0 | 0 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | |
| | 収入合計 | — | | | | | | | | |
| 支出 | 基本生活費 | 1.0% | | | | | | | | |
| | 住宅関連費 | 0.0% | 644 | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 | 144 | |
| | 教育費(長男) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 教育費(長女) | 1.0% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 生命保険料 | 0.0% | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | |
| | 自動車関連費 | 1.0% | | | | | | 23 | 34 | 23 |
| | その他支出 | 1.0% | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | |
| | 一時的支出 | 1.0% | | | | | 0 | 0 | 0 | |
| 支出合計 | — | | | | | | | | | |
| 年間収支 | — | | | | | | | | | |
| 預貯金等残高 | 1.0% | | | | 3,711 | (ウ) | | | 3,620 | |

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題8)

(設問C) 安藤さんは2022年3月末に定年退職を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2027年3月末にリタイアする予定である。リタイア後の2027年4月1日以降は、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の<条件>に基づく場合、2027年4月1日からの10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

<条件>

[リタイア前]

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は2,800万円(2022年3月末時点)である。
- ・ 2022年4月1日から2027年3月末までの5年間、上記の資金を年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2022年4月1日から2027年3月末までの5年間、毎年3月末に60万円を積み立てながら、年利2.0%で複利運用して、追加の老後資金を準備する。

[リタイア後]

- ・ 2027年4月1日から2037年3月末までの10年間、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。
- ・ 2037年4月1日から2057年3月末までの20年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に100万円を取り崩す。
- ・ 2027年4月1日から2034年3月末までの7年間、年利1.5%で複利運用した後、2034年3月末にリフォーム資金として800万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 5年 | 1.051 | 1.077 | 1.104 |
| 7年 | 1.072 | 1.110 | 1.149 |
| 10年 | 1.105 | 1.161 | 1.219 |
| 20年 | 1.220 | 1.347 | 1.486 |

[現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 5年 | 0.951 | 0.928 | 0.906 |
| 7年 | 0.933 | 0.901 | 0.871 |
| 10年 | 0.905 | 0.862 | 0.820 |
| 20年 | 0.820 | 0.742 | 0.673 |

[年金終価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 5年 | 5.101 | 5.152 | 5.204 |
| 7年 | 7.214 | 7.323 | 7.434 |
| 10年 | 10.462 | 10.703 | 10.950 |
| 20年 | 22.019 | 23.124 | 24.297 |

[年金現価係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|--------|--------|--------|
| 5年 | 4.853 | 4.783 | 4.713 |
| 7年 | 6.728 | 6.598 | 6.472 |
| 10年 | 9.471 | 9.222 | 8.983 |
| 20年 | 18.046 | 17.169 | 16.351 |

[資本回収係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 5年 | 0.206 | 0.209 | 0.212 |
| 7年 | 0.149 | 0.152 | 0.155 |
| 10年 | 0.106 | 0.108 | 0.111 |
| 20年 | 0.055 | 0.058 | 0.061 |

[減債基金係数]

| 期間 | 1.0% | 1.5% | 2.0% |
|-----|-------|-------|-------|
| 5年 | 0.196 | 0.194 | 0.192 |
| 7年 | 0.139 | 0.137 | 0.135 |
| 10年 | 0.096 | 0.093 | 0.091 |
| 20年 | 0.045 | 0.043 | 0.041 |

1. 90万円
2. 94万円
3. 113万円
4. 121万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 別所さん(会社員・年収950万円)は、住宅購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金700万円と父から贈与される110万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.25%(全期間固定)、返済期間30年(返済回数360回)、元金均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 住宅ローンの借入額については、借入れから10年経過した時点(返済回数120回終了後)で200万円の返済額軽減型の繰上げ返済を行い、当該繰上げ返済後の年間元金返済額が現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 4,830万円
2. 4,930万円
3. 5,270万円
4. 5,380万円

(問題 10)

(設問B) 筒井さんは、住宅ローンの借入れを検討しており、CFP[®]認定者に相談した。以下の<条件>の住宅ローンに関する<CFP[®]認定者が行った説明>の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入すること。

<条件>

借入額：3,570万円
 金利：年1.50%（全期間固定）
 返済期間：35年（返済回数420回）
 返済方法：毎月返済のみ（ボーナス返済なし）
 返済方式：元金均等返済または元利均等返済のどちらかを選択
 元利均等返済の場合の借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額：3,061円

<CFP[®]認定者が行った説明>

「元金均等返済を選択した場合、第1回の元利合計返済額（月額）は、元利均等返済を選択した場合に比べ（ア）多くなります。しかし、元金均等返済の返済額は毎回減少しますので、（イ）の返済が終われば、翌月からは元利均等返済の返済額より元金均等返済の返済額の方が少なくなります。」

1. (ア) 20,241円 (イ) 192回目
2. (ア) 20,347円 (イ) 192回目
3. (ア) 20,241円 (イ) 210回目
4. (ア) 20,347円 (イ) 210回目

(問題 11)

(設問C) 住宅ローンの「フラット35」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 店舗付き住宅を建設する場合、非住宅部分に係る建設費も借入れの対象となる。
2. 申込者が外国籍の場合、日本の永住者または特別永住者の資格が必要となる。
3. 団体信用生命保険への加入は、フラット35の申込要件ではない。
4. 返済方法は、元利均等返済または元金均等返済を選択することができる。

(問題 1 2)

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、教育一般貸付の海外留学資金については考慮しないこと。

- ・ 融資対象となる学校は、修業年限が (ア) で、中学校卒業以上の人を対象とする教育施設である。
- ・ 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭について、返済期間の上限は (イ) であり、連帯保証人の代わりに教育資金融資保証基金を利用する場合、保証料が (ウ) される。

1. (ア) 6ヵ月以上 (イ) 18年 (ウ) 優遇
2. (ア) 6ヵ月以上 (イ) 20年 (ウ) 免除
3. (ア) 1年以上 (イ) 20年 (ウ) 優遇
4. (ア) 1年以上 (イ) 18年 (ウ) 免除

(問題 1 3)

(設問E) 日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還中に、災害や傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合に適用できる制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなった場合、願出により返還未済額の全部または一部の返還が免除される。
2. 返還金を延滞している間、毎月の返還額を減額する減額返還制度を利用することはできない。
3. 返還期限猶予制度の利用により、返還を先送りにすることができるが、返還終了年月は延期されない。
4. 減額返還制度と返還期限猶予制度を継続して利用する場合、毎年申請手続きをしなければならない。

(問題 14)

(設問F) 神野恵美子さん(30歳)は、昨年離婚をして、現在、5歳と3歳の2人の子を育てるシングルマザーである。以下の<資料>に基づき、神野さんに支給される児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の金額(月額)として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとし、計算過程で端数が生じた場合は、10円未満を四捨五入すること。また、他の公的年金等との併給調整、所得から控除する額および所得制限限度額に加算する額は考慮しないものとする。

<資料>

[恵美子さんのデータ]

前年の所得金額：200万円

離婚した夫からの養育費：年間60万円

扶養親族(子)：2人

[全部支給の場合の児童扶養手当の額(月額)]

| | |
|----------|---------|
| 子1人目 | 43,160円 |
| 子2人目の加算額 | 10,190円 |

[一部支給の場合の児童扶養手当の額(月額)の計算式]

| | |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子1人目 | $43,150円 - (\text{受給者の所得} \langle ※1 \rangle - \text{全部支給限度額} \langle ※2 \rangle) \times 0.0230559$ |
| 子2人目の加算額 | $10,180円 - (\text{受給者の所得} \langle ※1 \rangle - \text{全部支給限度額} \langle ※2 \rangle) \times 0.0035524$ |

※1 前年の所得金額に養育費の80%を加算した額

※2 [扶養人数ごとの所得制限限度額]の「全部支給限度額」の額

[扶養人数ごとの所得制限限度額(未満)]

| 扶養親族等の数 | 全部支給限度額 | 一部支給限度額 |
|---------|---------|---------|
| 0人 | 49万円 | 192万円 |
| 1人 | 87万円 | 230万円 |
| 2人 | 125万円 | 268万円 |

1. 17,400円
2. 20,600円
3. 33,380円
4. 53,350円

(問題 15)

(設問G) 荒木さんは、2021年4月に家具の購入代金20万円、同年6月にエアコンの購入代金10万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。荒木さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割り計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：2万円(元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

| 返済年月 | 返済額 | 返済内訳 | | 月末残高 |
|---------|--------|------|----|---------|
| | | 利息 | 元金 | |
| 2021年4月 | — | — | — | 200,000 |
| 5月 | 20,000 | | | |
| 6月 | 20,000 | | | |
| 7月 | 20,000 | | | (ア) |

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 146,840
2. 246,840
3. 248,090
4. 291,345

(問題 16)

(設問H) 国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 紛争解決委員会が扱う重要消費者紛争とは、特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起することができるものおよび国民生活センターが指定するものである。
2. 紛争解決委員会が必要と認める場合、裁判外紛争解決手続（ADR）の結果の概要を公表することができる。
3. 紛争解決委員会の仲介委員による和解仲介手続は、非公開である。
4. 紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断には、裁判の確定判決と同様の効力はない。

問5

働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題17)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 常時10人未満の労働者を使用する病院・診療所は、特例措置対象事業場として、所定労働時間を週44時間、1日について8時間とすることができる。
2. 常時30人未満の労働者を使用する飲食店は、所定労働時間を週40時間以下と定めた労使協定の締結により、1日について10時間の労働をさせることができる。
3. 新商品もしくは新技術の研究開発の業務は、労使協定を締結することにより、専門業務型裁量労働制の対象とすることができる。
4. フレックスタイム制では、日々の始業・終業時刻のうち、始業時刻のみを労働者の決定に委ねることも認められている。

(問題 18)

(設問B) MD株式会社に正社員として勤務する青野さん(33歳)は、妻が2021年7月1日出産したため、出産日当日から9月30日までの3ヵ月間、育児休業を取得し、10月1日より職場復帰した。以下の<資料>に基づき、青野さんに支給される雇用保険の育児休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、育児休業給付金の支給要件を満たしているものとする。

<資料>

[青野さんの2021年1月から2021年6月までの給与等の状況]

| 月別実出勤日数 | | 基本給 | 役職手当 | 通勤手当 |
|---------|------|------------|----------|---------|
| 1月分 | 19日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 2月分 | 18日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 3月分 | 23日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 4月分 | 20日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 5月分 | 18日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 6月分 | 22日 | 260,000円 | 30,000円 | 10,000円 |
| 合計 | 120日 | 1,560,000円 | 180,000円 | 60,000円 |

※育児休業給付は、育児休業を開始した日から起算した1ヵ月ごとの支給単位期間(その1ヵ月の間に育児休業終了日を含む場合はその終了日までの期間)ごとに支給する。

※一支給単位期間の支給日数は、原則として30日(育児休業終了日を含む支給単位期間については、終了日までの期間の日数)となる。

[育児休業給付金の受給状況等]

- ・ 育児休業期間である7月1日から9月30日までの3ヵ月間、給与の支払いはない。
- ・ 育児休業給付金に係る賃金日額の上限額は、15,210円である。

1. 450,000円
2. 603,000円
3. 675,000円
4. 904,500円

(問題19)

(設問C) 雇用保険の特定一般教育訓練給付金に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 特定一般教育訓練給付金を退職後に受給する場合、離職日の翌日から対象講座の受講開始日までが(ア)以内でなければならない。
- ・ 特定一般教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費の(イ)に相当する額とされ、その額が(ウ)を超える場合に20万円を上限として支給される。

1. (ア) 6ヵ月 (イ) 40% (ウ) 8千円
2. (ア) 1年 (イ) 40% (ウ) 4千円
3. (ア) 6ヵ月 (イ) 50% (ウ) 4千円
4. (ア) 1年 (イ) 50% (ウ) 8千円

(問題20)

(設問D) 雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続給付の支給要件を満たしているものとする。

1. 高年齢再就職給付金は、再就職日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上の場合、再就職日の翌日から2年を経過する日の属する月または65歳到達月のいずれか遅い月まで支給される。
2. 高年齢再就職給付金は、同一の就職につき再就職手当の支給を受けたときには支給されない。
3. 高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時の賃金月額額の61%未満である場合、支給対象月に支払われた賃金の額の15%相当額が支給される。
4. 高年齢雇用継続基本給付金は、原則として60歳以後も継続して雇用され、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時の賃金月額額の75%未満となった場合に支給される。

(問題 2 1)

(設問 E) 青山さん(47歳)は、RZ株式会社において有期雇用契約で働いていたが、所属部署の統廃合の影響で、契約更新を希望していたにもかかわらず更新には至らず、2021年10月31日に離職した。以下の<資料>に基づき、RZ社の退職により青山さんの雇用保険の基本手当の受給資格が決定された場合の所定給付日数として、正しいものはどれか。なお、青山さんは、これまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

<資料>

[青山さんのRY社およびRZ社との雇用契約の状況等]

- ・ RY社で正社員として勤務していたが、2021年3月31日に自己都合により離職した。
- ・ RZ社との労働契約は6ヵ月の有期雇用契約であった。
- ・ RZ社との雇用契約書には、日給月給制で週休2日制の1日7時間勤務であること、契約更新条項には、「契約の更新をする場合がある」ということが記されていた。

[青山さんの雇用保険の加入状況]

| 勤務先 | RX社 | RY社 | RZ社 |
|-------|------------|------------|-------------|
| 資格取得日 | 2007年4月 1日 | 2015年9月 1日 | 2021年 5月 1日 |
| 離職日 | 2014年3月31日 | 2021年3月31日 | 2021年10月31日 |

[基本手当の所定給付日数]

○一般受給資格者

| 算定基礎期間 離職時の 満年齢 | 算定基礎期間 | | |
|-----------------------|---------------|----------------|-------|
| | 1年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 全年齢 | 90日 | 120日 | 150日 |

○特定受給資格者および一部の特定理由離職者(抜粋)

| 算定基礎期間 離職時 の満年齢 | 算定基礎期間 | | | | |
|-----------------------|--------|--------------|---------------|----------------|-------|
| | 1年未満 | 1年以上 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 30歳以上35歳未満 | 90日 | 120日 | 180日 | 210日 | 240日 |
| 35歳以上45歳未満 | | 150日 | | 240日 | 270日 |
| 45歳以上60歳未満 | | 180日 | 240日 | 270日 | 330日 |

1. 90日
2. 120日
3. 240日
4. 270日

(問題 2 2)

(設問 F) 育児・介護休業法に基づく子の看護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 子の看護休暇は、小学校就学前の子を養育する労働者が、勤務先の事業主に申し出ることにより、1年度において5労働日（養育する小学校就学前の子が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得することができる。
2. 子の看護休暇は、労使協定で対象外とされた人を除き、時間単位で取得することができる。
3. 子の看護休暇は、病気やケガをした子の世話をする場合に取得することができ、予防接種や健康診断を受けさせるときは取得することができない。
4. 労働者が子の看護休暇を申し出た場合、事業主は時季変更を求めることができない。

(問題 2 3)

(設問 G) 育児・介護休業法に基づく介護休業および介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、介護休業および介護休暇を取得する要件を満たしているものとする。

1. 介護休暇は、時間単位で取得することができない。
2. 労働者の配偶者の父母は、労働者と別居している場合でも、介護休業および介護休暇の対象家族となる。
3. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族が1人の場合、1年度において5労働日を限度として取得することができる。
4. 介護休業は、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して93日に達するまで、3回を上限として分割して取得することができる。

(問題 2 4)

(設問 H) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」の一部が改正され、2021年4月1日に施行された。この改正に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 改正前の65歳までの雇用確保義務に加え、65歳から70歳までの就業機会確保のため、高年齢者就業確保措置を講ずることが努力義務とされた。
2. 70歳まで継続して業務委託契約を締結する制度の導入は、高年齢者就業確保措置とされない。
3. 70歳までの定年引上げは、高年齢者就業確保措置とされる。
4. 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）を高年齢者就業確保措置として導入する場合、対象者を限定する基準を設けることができる。

(問題 25)

(設問 I) PA株式会社に勤務する加瀬さんは、2021年10月に業務上の災害により負傷し、同月中に療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、加瀬さんの1日当たりの労働者災害補償保険の休業補償給付の額として、正しいものはどれか。なお、休業中の賃金の支払いはないものとし、休業特別支給金は考慮しないものとする。また、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとし、解答に当たっては円未満を切り捨てること。

<資料>

[加瀬さんの2021年7月から2021年9月までの給与等の状況]

| 支払月 | 総日数 | 実出勤日数 | 基本給 | 時間外手当 | 通勤手当 |
|-----|-----|-------|----------|---------|---------|
| 7月 | 31日 | 21日 | 300,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 8月 | 31日 | 21日 | 300,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 9月 | 30日 | 20日 | 300,000円 | 0円 | 30,000円 |

- ・ 加瀬さんは複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。
- ・ 休業期間中に私傷病による休暇はない。
- ・ 6月と12月の年2回賞与が支給される。
- ・ 上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

[給付基礎日額の計算式 (円未満切上げ)]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 6,130円
2. 6,717円
3. 9,097円
4. 9,967円

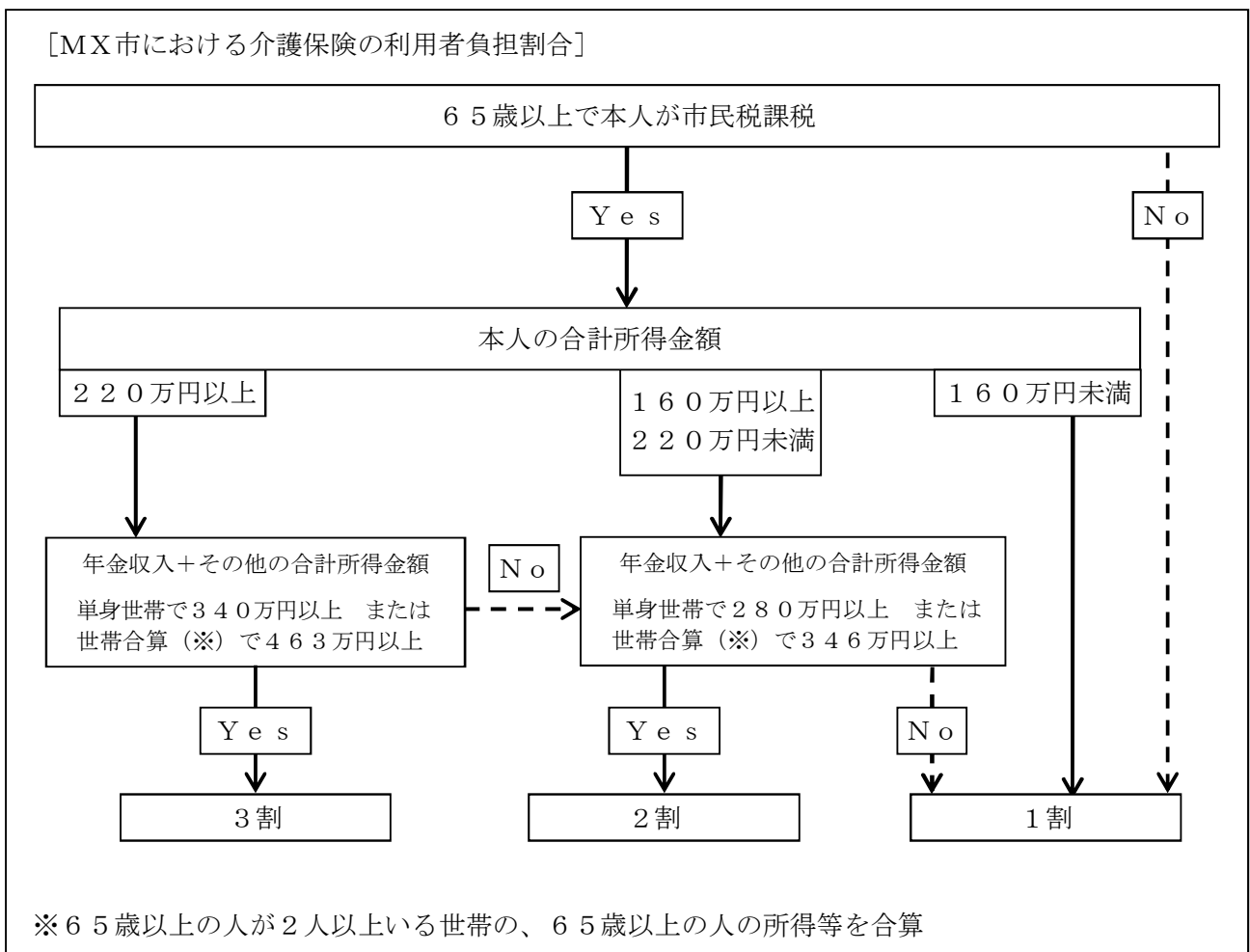
問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題26)

(設問A) 以下の<ケース1>～<ケース3>の人が、2021年10月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとし、合計所得金額は前年の所得によるものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

<資料>



＜公的年金等控除額の速算表（65歳以上）＞

| 公的年金等の収入金額（A） | 公的年金等控除額 | |
|------------------|----------------------------------------|--|
| | 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下 | |
| 330万円以下 | 110万円 | |
| 330万円超 410万円以下 | $(A) \times 25\% + 27.5$ 万円 | |
| 410万円超 770万円以下 | $(A) \times 15\% + 68.5$ 万円 | |
| 770万円超 1,000万円以下 | $(A) \times 5\% + 145.5$ 万円 | |
| 1,000万円超 | 195.5万円 | |

| | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 前年の公的年金 (老齢年金)収入 | 市民税 |
|--------|-------|----|-----|---------------------|-----|
| ＜ケース1＞ | 鶴見 裕司 | 夫 | 80歳 | 280万円 | 課税 |
| | 鶴見 久子 | 妻 | 77歳 | 70万円 | 非課税 |
| ＜ケース2＞ | 倉田 三郎 | 夫 | 82歳 | 340万円 | 課税 |
| | 倉田 優里 | 妻 | 79歳 | 110万円 | 非課税 |
| ＜ケース3＞ | 落合 幹夫 | 夫 | 76歳 | 260万円 | 課税 |
| | 落合 香織 | 妻 | 75歳 | 230万円 | 課税 |

※上記の人はいずれも公的年金（老齢年金）収入のほか収入はない。

※上記の人はすべてMX市に居住しており、夫婦はいずれも同一世帯である。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ＜ケース1＞の鶴見裕司さんの利用者負担割合は、2割である。
2. ＜ケース2＞の倉田三郎さんの利用者負担割合は、3割である。
3. ＜ケース3＞の落合幹夫さんの利用者負担割合は、2割である。
4. ＜ケース3＞の落合香織さんの利用者負担割合は、2割である。

（問題27）

（設問B）介護保険法に基づく介護保険の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者の保険料の徴収方法には、老齢（退職）年金等からの特別徴収と市区町村による普通徴収があり、被保険者が任意で選択することができる。
2. 介護保険では要介護度に応じた1ヵ月の支給限度基準額が設けられており、全額自己負担であっても支給限度基準額を超える介護サービスを利用することはできない。
3. 第2号被保険者は、16の特定疾病に該当し、主治医の意見書等に基づき要介護または要支援の状態となった場合、介護サービスを利用することができる。
4. 介護保険の高額介護サービス費は、施設サービス利用者の居住費や食費は対象になるが、住宅改修費や福祉用具の購入費は対象にならない。

(問題 28)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、井上さん(45歳)の定時決定による2021年9月の標準報酬月額に基づいた健康保険料、介護保険料および厚生年金保険料の被保険者負担分の合計額として、正しいものはどれか。なお、標準報酬月額の計算過程で端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

<資料>

[井上さんのデータ]

- ・ 協会けんぽの被保険者である。
- ・ 資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。

[井上さんの2021年4月から2021年6月までの給与等の支払状況]

| | 基本給 | 通勤手当 | 家族手当 | 出張旅費 | 結婚祝金 | 合計 |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 4月支給分 | 620,000円 | 40,000円 | — | — | 50,000円 | 710,000円 |
| 5月支給分 | 620,000円 | 30,000円 | 20,000円 | 50,000円 | — | 720,000円 |
| 6月支給分 | 620,000円 | 30,000円 | 20,000円 | 50,000円 | — | 720,000円 |

※出張旅費は、実費弁償的なものである。

※2021年4月、5月、6月支給分の給与について、報酬の支払基礎日数は、いずれの月も17日以上であるものとする。

※上記に記載のないものの支給はない。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表] (被保険者負担分)

(単位：円)

| 標準報酬月額等級 | | 標準報酬月額 | 報酬月額 以上 未満 | 保険料 | | |
|----------|-------|---------|-----------------|--------|-------|--------|
| 健保 | 厚年 | | | 健康保険 | 介護保険 | 厚生年金保険 |
| 34 | 31 | 620,000 | 605,000~635,000 | 30,504 | 5,580 | 56,730 |
| 35 | 32(※) | 650,000 | 635,000~665,000 | 31,980 | 5,850 | 59,475 |
| 36 | | 680,000 | 665,000~695,000 | 33,456 | 6,120 | |
| 37 | | 710,000 | 695,000~730,000 | 34,932 | 6,390 | |

※厚生年金保険の第32等級の報酬月額欄は「635,000円以上」と読み替える。

1. 92,814円
2. 97,305円
3. 99,051円
4. 100,797円

(問題 29)

(設問D) 次の事業所のうち、健康保険および厚生年金保険の強制適用事業所に該当しないものはどれか。

1. 常時使用する従業員が5人の製造業を営む個人の事業所
2. 常時使用する従業員が6人の飲食業を営む個人の事業所
3. 常時使用する従業員が7人の学習塾を営む個人の事業所
4. 常時使用する従業員が3人の物品販売業を営む株式会社

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題30）

（設問A）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者の資格取得日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった人が、任意継続被保険者の資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けている場合、資格喪失後の継続給付としての傷病手当金を受給することができる。
2. 任意継続被保険者となるためには、被保険者資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったことが必要となる。
3. 任意継続被保険者は在職中の被保険者と同様に、一定の親族を被扶養者とすることができる。
4. 任意継続被保険者の資格取得日は、被保険者資格の喪失後に任意継続被保険者資格取得申出書を提出し保険証が発行された日である。

（問題31）

（設問B）協会けんぽの傷病手当金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、傷病手当金の受給要件を満たしているものとする。

1. 傷病手当金の支給に係る待期期間には、有給休暇を取得した日は含まれない。
2. 傷病手当金の額は1日につき、支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額である。
3. 傷病手当金は、出産手当金を受給している間は支給されないが、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額に相当する傷病手当金が支給される。
4. 傷病手当金は、同一の支給事由に基づく障害厚生年金を受給できる場合は支給されないが、障害厚生年金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額に相当する傷病手当金が支給される。

(問題32)

(設問C) MU株式会社に勤務する北村さん(35歳)は、2021年4月に体調を崩し、入院をしていた。北村さんの医療費および自己負担額等が以下の<資料>のとおりである場合、2021年4月から2021年9月までの協会けんぽの高額療養費の支給額の合計として、正しいものはどれか。

<資料>

<北村さんのデータ>

- ・ 協会けんぽの被保険者である。
- ・ 北村さんに健康保険の被扶養者はいない。
- ・ 北村さんの標準報酬月額が47万円である。
- ・ 「健康保険限度額適用認定証」の提示はしていないものとする。
- ・ 2021年4月から2021年9月までの間、通院はしていない。

<北村さんの医療費等>

[2020年分]

医療費の支払いはない。

[2021年分]

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 医療費 | 400,000円 | 400,000円 | 200,000円 | 400,000円 | 200,000円 | 400,000円 |
| 自己負担額 | 120,000円 | 120,000円 | 60,000円 | 120,000円 | 60,000円 | 120,000円 |

※2021年1月から2021年3月の各月においては、医療費の支払いはない。

※医療費はすべて同一の医療機関における同一の診療科についてのものであるものとする。

※入院時の食事代や差額ベッド代等の記載のない事項については考慮しないものとする。

※特定疾病に係る高額療養費の支給はないものとする。

<70歳未満の自己負担限度額(月額)>

- ・ 所得区分「標準報酬月額28万円～50万円」

| |
|-----------------------------------------|
| $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ |
|-----------------------------------------|

| |
|---------------|
| 多数回該当 44,400円 |
|---------------|

1. 154,280円
2. 191,310円
3. 206,910円
4. 296,570円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

| 生年月日 | 男子 | | 女子 | |
|-----------------|------|--------|------|--------|
| | 定額部分 | 報酬比例部分 | 定額部分 | 報酬比例部分 |
| 昭29.4.2～昭30.4.1 | — | 61歳 | — | 60歳 |
| 昭30.4.2～昭31.4.1 | — | 62歳 | — | 〃 |
| 昭31.4.2～昭32.4.1 | — | 〃 | — | 〃 |
| 昭32.4.2～昭33.4.1 | — | 63歳 | — | 〃 |
| 昭33.4.2～昭34.4.1 | — | 〃 | — | 61歳 |
| 昭34.4.2～昭35.4.1 | — | 64歳 | — | 〃 |
| 昭35.4.2～昭36.4.1 | — | 〃 | — | 62歳 |
| 昭36.4.2～昭37.4.1 | — | (65歳) | — | 〃 |
| 昭37.4.2～昭38.4.1 | — | 〃 | — | 63歳 |
| 昭38.4.2～昭39.4.1 | — | 〃 | — | 〃 |
| 昭39.4.2～昭40.4.1 | — | 〃 | — | 64歳 |
| 昭40.4.2～昭41.4.1 | — | 〃 | — | 〃 |
| 昭41.4.2以降 | — | 〃 | — | (65歳) |

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,628円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 780,900 \text{円} \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480 \text{月}}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,500円

[老齢基礎年金の満額] 780,900円

[老齢基礎年金の振替加算額]（一部抜粋）

| 受給権者の生年月日 | 振替加算額 |
|---------------------------------|---------|
| 1959（昭和34）年4月2日～1960（昭和35）年4月1日 | 26,964円 |
| 1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日 | 20,897円 |
| 1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日 | 15,055円 |

(問題 3 3)

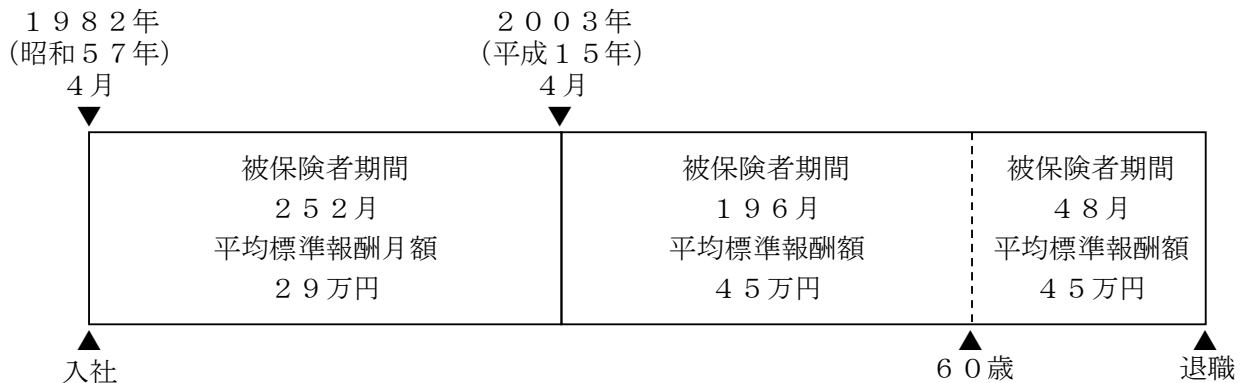
(設問A) 会社員の山本良太さんが64歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき良太さんが退職後に受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[山本さん夫婦のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 備考 |
|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山本 良太 | 本人 | ・ 1959 (昭和34) 年8月17日生まれ (62歳) ・ 1982 (昭和57) 年4月にMV社に入社 (厚生年金加入) し、64歳に達する日まで継続して働く予定である。 |
| 山本 道代 | 妻 | ・ 1960 (昭和35) 年6月11日生まれ (61歳) ・ 1983 (昭和58) 年4月にMW社に入社 (厚生年金加入) し、1985 (昭和60) 年6月末日に退職。その後は専業主婦である。良太さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。 |

[良太さんの厚生年金加入歴]



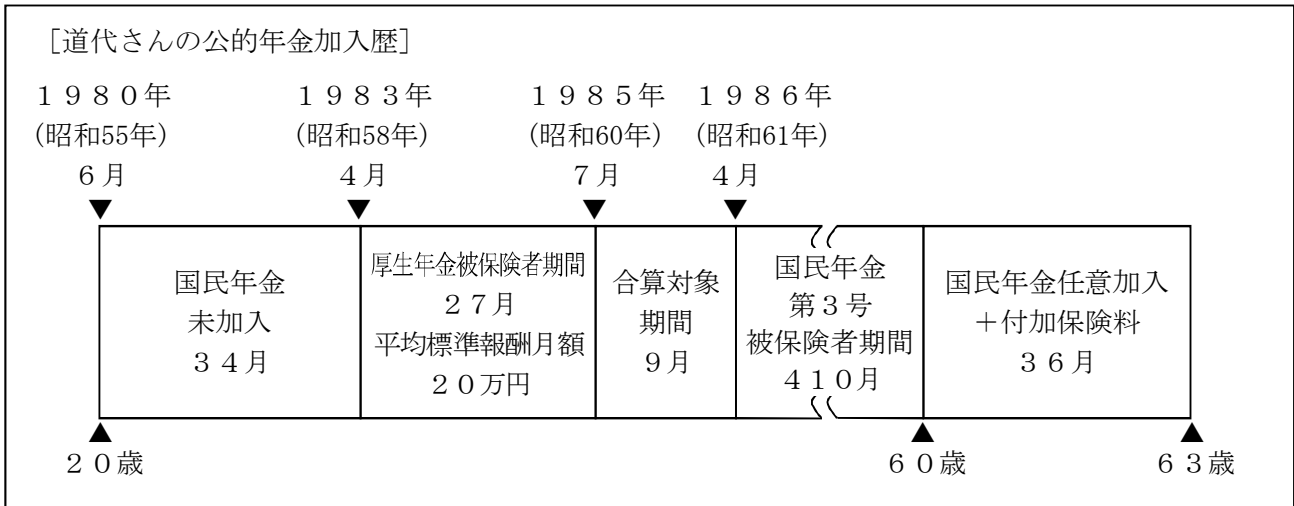
※国民年金加入歴も含め、良太さんに上記以外の公的年金加入期間はない。また、良太さんは障害の状態にないものとする。

1. 1,004,119円
2. 1,122,509円
3. 1,903,949円
4. 2,294,449円

(問題 3 4)

(設問 B) (問題 3 3) の道代さんの公的年金加入歴が以下の<資料>のとおりである場合、道代さんが 6 5 歳から受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 807,987円
2. 815,187円
3. 836,084円
4. 836,114円

(問題 3 5)

(設問 C) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額と老齢基礎年金の振替加算に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては、老齢厚生年金の受給権者を夫、加給年金額および振替加算の対象者を妻とし、妻は夫に生計を維持されているものとする。また、記載のない事項については、加給年金額および振替加算の支給要件を満たしているものとする。

1. 加給年金額は夫の老齢厚生年金の受給権取得時の被保険者期間が 240 月未満の場合、退職時改定によりその月数が 240 月以上となった時に加算される。
2. 夫の老齢厚生年金の加給年金額は妻が障害厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、支給が停止される。
3. 妻が夫より年上で、夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算される前に、妻が 65 歳となり老齢基礎年金の受給権者となった場合、その後、夫が加給年金額加算の要件に該当した月の翌月から妻の老齢基礎年金に振替加算が行われる。
4. 妻が 60 歳から老齢基礎年金を繰上げ受給する場合、妻に支給される老齢基礎年金には、60 歳から減額された振替加算が加算される。

(問題 36)

(設問D) 1957(昭和32)年5月生まれの人の老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金、付加年金および老齢厚生年金以外の年金の受給権はないものとする。

1. 老齢基礎年金を繰下げ受給する場合、付加年金額も増額される。
2. 老齢基礎年金と老齢厚生年金のうち、どちらか一方のみを繰下げ受給することはできない。
3. 老齢厚生年金を繰下げ受給する場合、加給年金額も増額される。
4. 老齢厚生年金を繰下げ受給し、その後死亡した場合、配偶者が受給する遺族厚生年金の額は、繰下げにより増額された老齢厚生年金の額に基づいて計算される。

(問題 37)

(設問E) 遺族年金とその他の公的年金等との支給調整に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない年金の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 遺族厚生年金の受給権者が、60歳から老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、65歳になるまでの間は受給権者が選択するいずれか一方が支給され、もう一方は支給停止される。
2. 遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合、老齢基礎年金と遺族厚生年金を併せて受給することができる。
3. 遺族厚生年金の受給権者が障害基礎年金の受給権を有する場合、受給権者の年齢にかかわらず遺族厚生年金と障害基礎年金を併せて受給することができる。
4. 遺族厚生年金の受給権者が、同一の支給事由による労働者災害補償保険の遺族補償年金を受給できる場合、遺族厚生年金は減額されずに支給され、遺族補償年金は減額されて支給される。

(問題38)

(設問F) ZF株式会社に勤務していた山岸聖子さんは、2021年9月12日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、聖子さんが死亡した時点で夫の聡さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

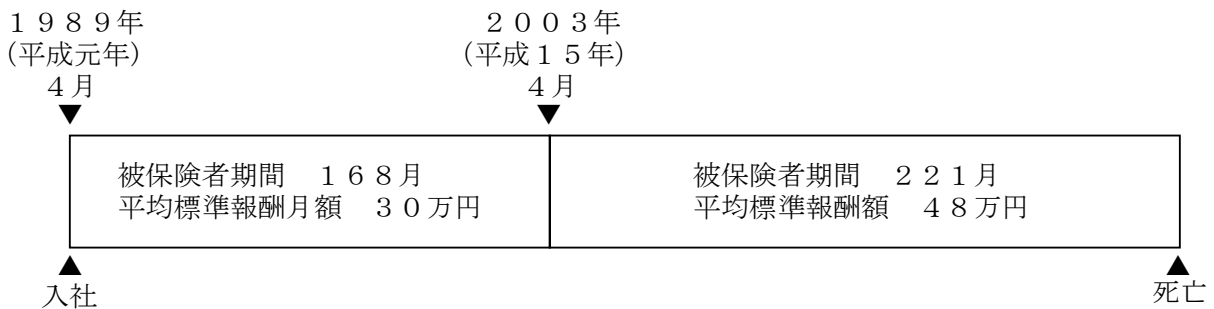
<資料>

[山岸さん家族のデータ]

| 氏名 | 続柄 | 備考 |
|--------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山岸 聡 | 本人(夫) | <ul style="list-style-type: none"> 1965(昭和40)年8月12日生まれ(56歳) 大学卒業後、22歳からZF社に勤務(厚生年金加入)している。 前年の年間収入は750万円である。 |
| 山岸 聖子 | 妻 | <ul style="list-style-type: none"> 1968(昭和43)年5月15日生まれ(死亡当時53歳) 短大卒業後、20歳から死亡時までZF社に勤務(厚生年金加入)していた。 |
| 山岸 奈津子 | 長女 | <ul style="list-style-type: none"> 1997(平成9)年7月5日生まれ(24歳・会社員) 前年の年間収入は280万円である。 |
| 山岸 春子 | 二女 | <ul style="list-style-type: none"> 2002(平成14)年3月3日生まれ(19歳・大学生) アルバイトによる前年の年間収入は60万円である。 |
| 山岸 明夫 | 長男 | <ul style="list-style-type: none"> 2004(平成16)年9月5日生まれ(17歳・高校生) アルバイトによる前年の年間収入は10万円である。 |

※山岸さん家族は、いずれも障害者ではなく、同一世帯である。

[聖子さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

(①+②) × 3 / 4

① 2003(平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003(平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003(平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003(平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額] 585,700円

[遺族基礎年金の額] 780,900円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 224,700円
第3子以降 1人当たり 74,900円

1. 705,393円
2. 1,005,600円
3. 1,486,293円
4. 1,710,993円

(問題39)

(設問G) 個人事業主であった小坂陽介さんは、2021年10月に病気で死亡した。陽介さんの死亡により早紀さんが受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<小坂さん家族のデータ>

| 氏名 | 続柄 | 備考 |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小坂 陽介 | 夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1964（昭和39）年6月22日生まれ（死亡当時57歳） ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付していた。 ・ 厚生年金の加入歴はない。 ・ 障害基礎年金の支給を受けたことはない。 |
| 小坂 早紀 | 本人（妻） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1970（昭和45）年7月30日生まれ（51歳） ・ 25歳の時に陽介さんと結婚した。 ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。 ・ 厚生年金の加入歴はない。 |
| 小坂 尚樹 | 長男 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2000（平成12）年1月19日生まれ（21歳・大学生） ・ 20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して学生納付特例の適用を受けている。 ・ 2022年4月より株式会社KSに入社し、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者となる予定である。 |

※家族は全員生計を同じくし、陽介さんの死亡当時、陽介さんに生計を維持されていた。

1. 早紀さんが寡婦年金を受給する場合、2022年4月に尚樹さんの健康保険の被扶養者となったときは、寡婦年金の受給権は消滅する。
2. 早紀さんが寡婦年金を受給する場合、支給される寡婦年金の額は、陽介さんの国民年金の第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額の4分の3に相当する額である。
3. 早紀さんが死亡一時金を受給する場合、寡婦年金は支給されない。
4. 早紀さんが死亡一時金を受給する場合、陽介さんが付加保険料を3年以上納付しているため、死亡一時金に一定額が加算される。

(問題40)

(設問H) P B株式会社に勤務している安西和宏さんは、事故によって障害の状態となり、障害等級2級の認定を受け、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、和宏さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

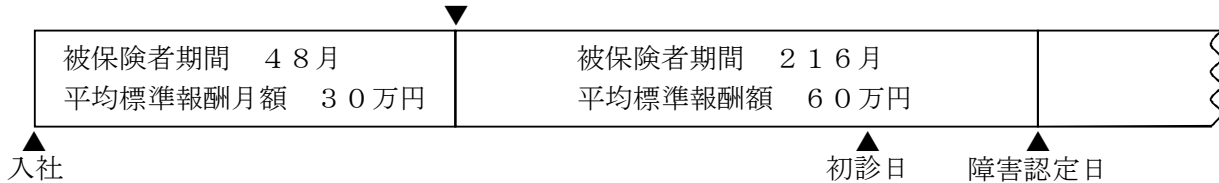
<資料>

[和宏さんのデータ]

- ・ 1976 (昭和51)年9月10日生まれ (45歳)
- ・ 妻 (45歳)、長女 (17歳) および長男 (14歳) と同居している。
- ・ 妻、長女および長男はいずれも障害者ではなく、和宏さんに生計を維持されている。

[和宏さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額] 224,700円

[障害基礎年金 (2級) の年金額] 780,900円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 224,700円

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1. 障害基礎年金 1,005,600円 | 障害厚生年金 1,037,638円 |
| 2. 障害基礎年金 1,005,600円 | 障害厚生年金 1,148,493円 |
| 3. 障害基礎年金 1,230,300円 | 障害厚生年金 1,037,638円 |
| 4. 障害基礎年金 1,230,300円 | 障害厚生年金 1,148,493円 |

(問題 4 1)

(設問 I) 個人事業主の宮野さん(62歳)は、現在、病気療養のため休業しており、障害年金の受給についてCFP[®]認定者に相談した。障害基礎年金と障害厚生年金に関するCFP[®]認定者の次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、宮野さんは、大学を卒業した22歳から定年の60歳まで、MG株式会社に勤務し厚生年金に加入していたが、定年退職後は国民年金の任意加入はしていない。

1. 「障害認定日は、原則として病気の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日と定められていますが、1年6ヵ月を経過する前にその病気の症状が固定し、治療の効果が期待できない状態となったときなど病気が治ったとされた場合には、その治った日が障害認定日となります。」
2. 「障害年金を受給するためには、障害認定日において所定の障害状態に該当する必要があるが、都道府県等が発行する各種障害者手帳に記載された障害等級を、そのまま障害年金の障害等級に用いることとされています。」
3. 「宮野さんの病気の初診日がMG社を定年退職した直後であった場合、初診日の時点で国民年金の被保険者ではありませんが、障害基礎年金の初診日要件および保険料納付要件を満たすことができます。」
4. 「宮野さんが障害認定日において障害等級に該当する障害の状態になかった場合でも、その後障害の状態が重くなり、65歳に達する日の前日までの間にその傷病により障害等級に該当したときは、65歳に達する日の前日までの間に障害年金の支給を請求することができます。」

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢給付金の一部を一時金として支給することを規約に定めることはできない。
2. 老齢給付金の支給要件として、20年を超える加入者期間を規約に定めることはできない。
3. 障害給付金および遺族給付金は任意給付であり、規約に定めることにより支給することができる。
4. 加入者が加入者資格喪失後に、再び元の確定給付企業年金の加入者資格を取得した場合、規約に定めることにより、原則として前後の加入者期間を合算することができる。

(問題43)

(設問B) 企業型確定拠出年金（以下「企業型」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 企業型の掛金は、月単位での拠出のほか、賞与時期のみの拠出や年1回のみの拠出も可能である。
2. 企業型の拠出限度額は、確定給付企業年金の加入者である場合、年額276,000円とされている。
3. 企業型の加入者が掛金を拠出する場合（マッチング拠出）、加入者の掛金は事業主掛金の額が上限であり、事業主掛金と加入者掛金の合計額は拠出限度額を超えてはならない。
4. 60歳未満の企業型の加入者が退職して国民年金の第3号被保険者となった場合、個人型確定拠出年金に資産を移換して、加入者または運用指図者になることができる。

(問題 4 4)

(設問 C) 国民年金基金および個人型確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金の第 1 号被保険者が、国民年金基金と個人型確定拠出年金の両方に加入する場合の掛金は、合計で年間 816,000 円を超えてはならない。
2. 個人型確定拠出年金の老齢給付金および障害給付金は、規約に定めることにより、年金として受け取る方法のほかに、一時金として受け取る方法、年金と一時金を組み合わせて受け取る方法を選択することができる。
3. 個人型確定拠出年金の老齢給付金は、通算加入者等期間を 10 年以上有していれば 60 歳から受け取ることができるが、国民年金基金の老齢年金は 65 歳にならないと受け取ることができない。
4. 国民年金基金の老齢年金には終身年金と確定年金があるが、1 口目について確定年金を選択することはできない。

(問題45)

(設問D) 佐久間さんの勤務するK X株式会社は中小企業退職金共済制度に加入しており、佐久間さんは共済制度の対象者である。以下の<資料>に基づき、佐久間さんが退職時に受け取ることができる退職金の額として、正しいものはどれか。なお、計算過程において円未満の端数が生じた場合は円未満を切り上げること。

<資料>

[佐久間さんの加入内容等]

- ・ 入社日 (加入日) 2016年4月1日
- ・ 退職予定日 2022年3月31日
- ・ 掛金月額 8,000円
- ・ K X社以外で中小企業退職金共済制度を利用したことはなく、また、加入期間中に掛金が納付されなかった月はない。

[佐久間さんが受け取ることができる退職金]

退職金額 = 基本退職金 + 付加退職金 (※)

※本設問における付加退職金は、以下の [基本退職金額表] における月数の43月目、55月目、67月目のそれぞれの基本退職金相当額に、以下の [付加退職金支給率] を乗じて得た額の合計額である。

[基本退職金額表 (1,000円当たり)]

(単位:円)

| 月数 | 金額 | 月数 | 金額 | 月数 | 金額 |
|----|--------|----|--------|----|--------|
| 43 | 43,010 | 54 | 54,460 | 65 | 66,170 |
| 44 | 44,030 | 55 | 55,520 | 66 | 67,240 |
| 45 | 45,060 | 56 | 56,580 | 67 | 68,310 |
| 46 | 46,090 | 57 | 57,640 | 68 | 69,390 |
| 47 | 47,130 | 58 | 58,700 | 69 | 70,470 |
| 48 | 48,170 | 59 | 59,760 | 70 | 71,550 |
| 49 | 49,210 | 60 | 60,820 | 71 | 72,630 |
| 50 | 50,260 | 61 | 61,890 | 72 | 73,710 |
| 51 | 51,310 | 62 | 62,960 | 73 | 74,790 |
| 52 | 52,360 | 63 | 64,030 | 74 | 75,870 |
| 53 | 53,410 | 64 | 65,100 | 75 | 76,950 |

[付加退職金支給率]

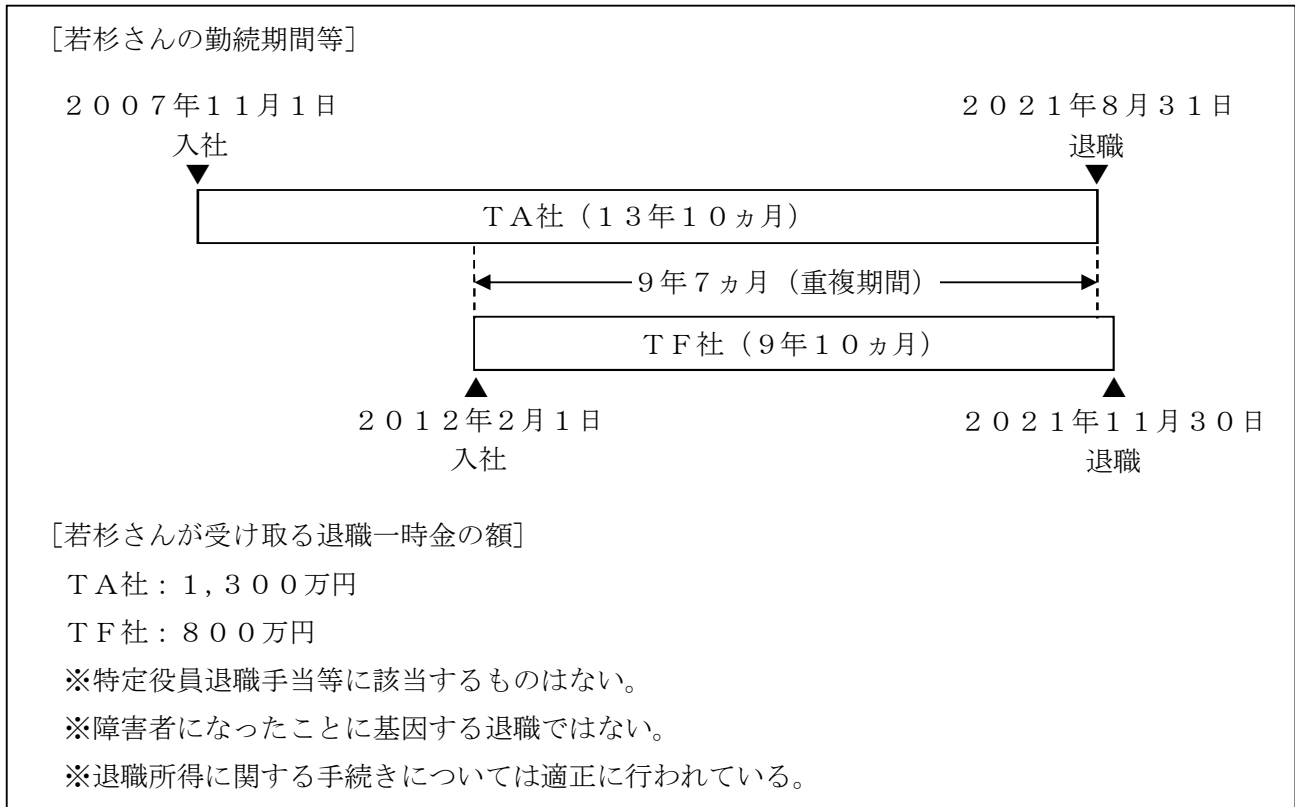
0.0142

1. 592,050円
2. 608,635円
3. 617,009円
4. 788,106円

(問題46)

(設問E) 若杉さんはT A株式会社に勤務し、そのほかに子会社であるT F株式会社の取締役となっている。若杉さんは2021年中に定年退職を迎え、両社から同年中に退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づき、若杉さんの2021年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに若杉さんに退職所得はない。

<資料>



1. 750万円
2. 770万円
3. 790万円
4. 810万円

問10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 以下の<資料>に基づき計算されたPC株式会社の1株当たりの理論株価として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては記載のない事項や運転資金需要については考慮しないものとする。

<資料>

[PC社の財務諸表の抜粋]

| | |
|-------|---------|
| 税引後利益 | 5,000万円 |
| 減価償却費 | 2,000万円 |
| 設備投資額 | 1,000万円 |

[PC社の財務データ]

加重平均資本コスト：8%

発行済株式数：50万株

[計算方法]

1株当たりの理論株価＝フリーキャッシュフロー（※）÷加重平均資本コスト÷発行済株式数

（※）フリーキャッシュフロー＝税引後利益＋減価償却費－設備投資額

1. 500円
2. 1,000円
3. 1,500円
4. 2,000円

(問題 48)

(設問B) 中小企業倒産防止共済法に基づく中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲で、5,000円単位で自由に選択することができる。掛金は掛金総額が(ア)に達するまで積み立てることができる。
- ・ 倒産した取引先事業者に対する売掛金債権等の回収が困難となった場合に借入れできる共済金の限度額は、被害額(回収が困難となった売掛金債権等)または掛金総額の(イ)に相当する額のいずれか少ない額となる。
- ・ 契約者が共済契約を解除した場合、掛金の納付月数と掛金総額に応じた解約手当金を受け取ることができる。しかし、納付月数が(ウ)未満の場合は、解約手当金を受け取ることができない。

1. (ア) 800万円 (イ) 10倍 (ウ) 12ヵ月
2. (ア) 800万円 (イ) 20倍 (ウ) 24ヵ月
3. (ア) 2,000万円 (イ) 10倍 (ウ) 24ヵ月
4. (ア) 2,000万円 (イ) 20倍 (ウ) 12ヵ月

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 9)

(設問A) 後見制度支援信託に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、それ以外の通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みで、(ア)において利用することができる。
- ・ 後見制度支援信託を利用した場合、信託財産の払戻しおよび信託契約の解約にはあらかじめ(イ)の指示書が必要となる。
- ・ 信託銀行等に対する報酬については、委託先の金融機関に(ウ)。

1. (ア) 法定後見における成年後見および未成年後見
(イ) 家庭裁判所
(ウ) よって異なる
2. (ア) 法定後見における成年後見および未成年後見
(イ) 後見監督人
(ウ) よって異なる
3. (ア) 法定後見における成年後見および任意後見
(イ) 家庭裁判所
(ウ) かかわらず一律に定められている
4. (ア) 法定後見における成年後見および任意後見
(イ) 後見監督人
(ウ) かかわらず一律に定められている

(問題 5 0)

(設問B) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 各居住部分の床面積は、原則として35m²以上でなければならない。
2. 事業者は、入居者が長期入院した場合、それを理由として入居者の同意なく賃貸契約を解約することはできない。
3. 事業者は、状況把握(安否確認)サービスおよび介護サービスを提供しなければならない。
4. 事業者は、入居時に入居者から権利金を受け取ることができる。